

令和7年度第1回太子町子ども・子育て会議 会議録

1. 開催日時 令和7年7月8日(火) 14時00分～16時00分
2. 開催場所 太子町役場 議会棟 C101 会議室(全員協議会室)
3. 審議事項 太子町子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績について(報告)
小規模保育事業の利用定員の設定について
4. 出席委員 松浦知子委員 都築祐二委員 前田鮎美委員 前田節子委員 圓田元彦委員
井上香余委員 武田英樹委員 植山佐智子委員 田中馨委員 山本和香子委員
柳生芳弘委員
5. 欠席委員 西氏久美子委員
6. 事務局 町長 沖汐守彦
教育委員会 糸井教育長 教育委員会 福井教育次長
教育委員会こどもえがお課 肥塚課長 小林副課長 竹本副課長
7. 傍聴者 1名
8. 審議経過及び結果 以下のとおり

【審議経過】

1. 開会
2. 町長あいさつ
3. 議題

議題1 太子町子ども・子育て支援事業計画の令和6年度実績について

(事務局説明)

武田会長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

都築委員 (2) 保育所等利用希望のところ待機児童が令和7年3月1日時点で0人というのは、良いことですが、新聞等において潜在的待機児童という表記があると思うのですが、町内で

何人位いるかというのは把握をされていますか。また、潜在的待機児童の中に、育休の延長希望をされた方もおられたのかどうか、人数までは特段お伺いしようとは思いません。それからもう1点、(12)の病児・病後児保育事業の書き方としては、これで良いとは思いますが、太子町では病児の方はしていないですね。だから、これはあくまで病後児の子どもの人数であり、病児の設定はないということで、表を分けた方がいいのかなとも思います。また、病児を求められる保護者の方もいると思われますが、今後の方針の中に病児保育をするということは書かれていないので、今後、病児保育の検討はどのようにされていくのかお聞かせください。

事務局 潜在的待機児童は、1歳が1人と2歳が1人の計2人です。
育休の延長については、毎年、入所保留通知が欲しいという方が必ずいらっしゃいます。その辺りも織り込んだ上での保育の制度ではないかと思っていますので、育休の延長のために保留通知が必要な方には交付させていただいております。そして、病児・病後児保育ですが、都築委員の言われたとおり病後児保育になります。町直営では、病後児保育をやっていないため町内にある企業主導型の方でやっていただいております。それから、病児・病後児保育事業は姫路市の方でも展開されておりますが、利用者が少ないということで、太子町の子どもたちも姫路市の施設を使わせていただくことができます。ホームページの方に町内の企業主導型の病後児と姫路市の病児・病後児についても載せており、町民の方に「利用できる場所はありますよ」という形で周知はしております。おそらく今後、町直営でできる可能性はないと思っています。

武田会長 病児・病後児保育事業については、スタート時からの懸案事項で、ずっと保留でありました。姫路市ではあるけれど、病児についても受け皿はあるという理解でよろしいですね。

事務局 はい。

武田会長 実際、病児についてはどのように手続きすればよいですか。姫路市に登録するという形になりますか。

事務局 各園のやり方があるのですが、その施設に登録をし、診断書など所要のものを提出いただき利用するという流れになります。料金についても施設で設定しておりますので、その金額を支払っていただく形になります。

武田会長 わかりました。

私からもよろしいですか。1 ページの (1) 幼稚園等利用希望のところで、2 号の見込み量が 47 から 79 まであるのですが、実績は令和 2 年度からずっと 0 という数字が続いています。この見込み量というのはどのような計算でたたき出されるのですか。また、何%かは必ず計上しなければいけないのですか。

事務局 第 2 期の計画時点からの設定になっており、2 号認定を受けているけれども 1 号を希望するという人をこちらに上げています。しかし実際のところ、そのような人は、弾き出せないというかないというのが現状です。1 号の人は 1 号ですので、実績としては 0 人になっています。分かりにくいので第 3 期の計画では、2 号の見込み量を入れておりません。第 2 期の計画までは、この見込み量が残っていたので、どうしてもそれに対する実績ということで 0 人と上げていたのですが、第 3 期の計画からは、1 号は 1 号の人数、2 号は 2 号、3 号は 3 号の人数というようなやり方に変えております。

武田会長 4 ページの (6) 乳児家庭全戸訪問事業についてですが、訪問の実績ということで上がっているのですが、訪問することが目的ではないと思います。そこで、実際にどういう効果や課題が分かり、どのように次に活かされているのでしょうか。

事務局 乳児家庭全戸訪問では、生後 4 か月までの小さな時期に全ての家庭を訪問することで養育環境を確認し、保護者の悩みや負担感などに対して助言や指導を行うことで、虐待の予防や早期発見につながっています。また、国の指針では資格がなく専門職ではない人でも訪問は可能ということになっているのですが、太子町では在宅の保健師を活用しながら、保健師免許を持った人が全家庭を訪問させていただいておりますので、より専門的に子どもの状況や保護者の精神面での状況を把握することができ、支援につなげることができています。

武田会長 少し追加ですが、保健師さんはさわやか健康課の保健師さんになるのですか。

事務局 さわやか健康課に所属している正規職員が訪問している場合もありますが、新生児訪問を希望しなかったり要支援家庭でなかったりする場合には、こんにちは赤ちゃん訪問としてこどもえがお課が雇用・派遣をしている在宅の保健師が訪問している場合もあります。

武田会長 情報共有というのは、どのように行われているのですか。

事務局 初めに、訪問した保健師が訪問の状況をシステムに入力します。在宅保健師が訪問した全ての家庭の状況をさわやか健康課の保健師に引き継ぎ、1週間に1度、訪問状況の共有を行って支援の検討を行っています。また、訪問の結果や支援状況は、こどもえがお課にも全ての家庭について報告が上がってくるため、把握することができます。

田中委員 4ページの(7) 養育支援訪問事業の令和6年度の実績が538人と5ページの(8) 子育て短期支援事業の令和6年度の実績が85名と令和5年度と比べて急激に増えています。増えた理由と(7)と(8)について関連性があるのかどうか併せてご説明いただきたいと思います。

事務局 (7) 養育支援訪問事業は、この養育支援訪問事業には、ヘルパーによる育児・家事支援と、保健師等による専門的助言の2本立てになっています。令和6年度に児童福祉法が改正され、育児・家事支援は「現状と今後の方針」にあるように、子育て世帯訪問支援事業に置き換わりました。この育児・家事支援は令和4年11月頃から始まり、当初は支援家庭が3家庭でしたが、令和6年度には10家庭に増えています。また、1家庭につき1回当たり2時間、ひと月最大20時間と上限は設けていますが、虐待リスクの高い家庭に対し予防的な意味合いも含めて手厚く入るようにしているため、件数が増えております。また、その対象家庭には、上のお子さんが下の兄弟を見るヤングケアラーの家庭や保護者が子どもたちの養育を優先しない家庭もあり、支援を終了することが難しいことも件数増加の一因になっています。

(8) 子育て短期支援事業、こちらはショートステイ事業になります。保護者の疾病やレスパイトと言って子どもと離れて過ごす時に利用する事業ですが、令和5年度までは希望者も少ない状況でした。所得状況による軽減措置に加え、令和6年度にひとり親家庭の軽減措置を行い、例えば自己負担が1日3千円程度から500円程度になるよう要綱改正を行い、金銭的な負担が減ったことにより利用者の増加につながったと考えられます。

(7)と(8)両方の事業の対象者である、虐待リスクが高く子どもを養育することが大変な家庭が増えており、子どもの支援に繋がっています。支援を勧奨したり、ヘルパーが家庭に入ったりすることで、養育状況の実情がより明らかになり、短期支援事業の勧奨につながるなど、それぞれの事業が相まって高くなっているのではないかと考えます。

武田会長 皆様ご理解いただけましたでしょうか？ 他にございますでしょうか？
それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題 2 小規模保育事業の利用定員の設定について

(事務局説明)

武田会長 ただいまの説明について皆様のご意見をお願いいたします。
私の方からよろしいですか。

待機児童は0人だけれど、町外流出もあるというところで、何かエビデンスとして調べたわけではないかもしれませんが、ある一定のニーズがあるという見込みが、何らかの形で漏れ聞こえるというか、確認ができているようなイメージなのでしょうか。

事務局 町外流出という言い方でしたが、町外への委託件数が0.1.2歳だけではなく、0から5歳で毎年おおよそ100人程度います。たつの市や姫路市が主ですが、保護者が行かせたい保育所やこども園、勤め先などの都合で選択できるという部分がありますので、全員が太子町の園を希望していたけれど、たつの市や姫路市の園所に行かざるを得なかったということはないと思います。ただ、もし太子町にもう少しあれば、そちらに行きたいという人も一定数おられるのではないかと思います。とみのおか保育園は立地もすごくいいので、そういう意味でも需要はあると思います。それから、先ほど斑鳩保育所でこども誰でも通園制度を始めるという説明がありましたが、斑鳩保育所の方では、こども誰でも通園制度の方で枠を少し取りたいと思っています。0.1.2歳が対象ですので、その部分について、とみのおか保育園に少し担っていただけるのではないかと考えております。

松浦委員 それでは先ほどの説明からいくと、こども誰でも通園制度を始めることにより斑鳩保育所は0.1.2歳児の定員を減らすということをお考えなのでしょうか？

事務局 まだ、こども誰でも通園制度について全容が出ておらず、今は基準条例しか出ていない状況です。これから、特定教育保育施設の方の国の内閣府令の改正があり、実施要綱なども出てくるとは思いますが、こども誰でも通園制度で枠を取ろうと思ったら0.1.2歳児の利用定員を少し減らさないといけないのではと思っています。ただ、余裕活用型が利用定員を変える必要がなくてもよければ変えないでいこうかとも思っていますが、また全容が分かりましたら子ども・子育て会議の場でもお知らせできると思います。まだはっきりと分かっていない事もあり、今はそういった危険性もあるのではないかと考えて想

定しております。

松浦委員 先日の園長会でもこどもえがお課から説明はありましたが、こども誰でも通園制度についてはまだ詳細がわからないということで、私達も「実施するかどうかを検討されていますか」という問いはあったのですが、正直わからない。こども誰でも通園制度をできるほどのやはり職員の余裕も今はない状態というところで行くと、その定員を減らして、こども誰でも通園制度をしますというのであれば、またいろいろと各園の状況というのは変わってくると思うのです。ここの場で言っていただくことも大事かとは思いますが先に園長会でそういった細かい話について、こまめに詳細をお知らせいただくということが大切かと思いますので、よろしくお願いします。

事務局 今後、ご協力いただけるとすごく助かるのですが、そのために通常の入所の人を減らされてしまうと、こちらとしても非常に困りますので、そこはちょっと見極めてから思っております。令和7年の現時点では地域子ども子育て支援事業の一つではありますが、令和8年4月からは給付化され全国展開されるということなので、おそらくやっていかなければならない事業になってくると思います。しかし、先ほども申し上げましたが、基準条例ができたばかりで、今後、内閣府令なども改正になり法整備がされていくと思われしますので、それらをきちんと見ること、かつ、私立の園にしてみると公定価格が示されてどういう条件なのかということが示されないと手を出しにくいと思うのです。それらを踏まえ、ひとまず斑鳩保育所でやるという方向性です。今後、私立の園にとっても何かメリットがあるようなものであれば、少し考えていただけるかなとも思っています。また情報提供はさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上です。

武田会長 皆様の方で何かございますか。
保護者代表委員の皆様も良いか悪いかと言われてもなかなか答えようがないとは思いますが、よろしいですか。

山本委員 先ほどの議題1に戻ってしまうのですが、(13)放課後児童健全育成事業です。これは学童ですよ。保護者としての興味というか質問ですけども、支援員の確保および保育の質向上等を目的とし、令和8年4月1日より全教室の民間委託を予定していますとありますが、こちら町のホームページを見てみると公募を募っていらっしゃいますね。これは実際に応募している民間事業所はあるのでしょうか？

事務局 7月1日から公募を開始し、参加申し込みの受付期限を18日にしています。今、ちょうど学童の設備を見学させてほしいということで、何社か施設見学の問い合わせが入ってきております。でもまだ参加申込書の締め切りがきていないので、そのうちの何社が応募されるかというのはわからない状況です。以上です。

山本委員 これもまた、保護者としての興味ですけれども、学童保育では、勉強の面倒は見られないものになっているのですよね。民間委託ですが、例えば塾を経営しているような所で、これから事業拡大していくようなところもたくさんあると思うのですが、こういった学童保育に似たようなサービスを提供しようとしている企業に民間委託の矛先が行くようなこともあるのでしょうか？

事務局 こちら側としては、太子町の学童保育園を業務委託するというような考え方ですので、あまり学習塾的なことは考えていないのですが、例えば、今、太子町の学童保育は土曜保育が第1第3土曜日だけなのですが、例えば企業提案でそれを全ての土曜日にやるとか、あと夏休み、長期休業中はお弁当を持ってきたかかないといけないのですが、例えば地域のそういう事業所と提携して保護者の実費ではあっても長期休業中にお昼の弁当提供などもできるようにするとか、何かその企業民間のアイディアみたいなものを出していただければということで今公募しております。通常の太子町の学童プラスアルファで何かできることはありますかというような形で公募しております。

武田会長 特に反対意見とか何か異議はございませんでしょうか。

田中委員 先ほどの件で、新聞に載っていた記事ではありますが、子ども食堂と連携して無料塾を広められている。そういった活動をされている方もいらっしゃるのですけれども太子町にも以前は『太子の風』という子ども食堂があったのですが、今は閉鎖されており、その後、そういったものがでてきておりません。インターネットなどでも検索してみますと姫路市ではたくさん子ども食堂がありまして、「勉強がわからない」ということが話に出れば、少し教えているところもあるということでした。太子町では、これから先、そのような場所を作ることはないのでしょうか？

事務局 太子町でも1ヶ所非公開で子ども食堂をしているところがあり、そこでは、夏休みなどに学生ボランティアさんが来られ子どもたちに勉強を教えているということは把握して

います。あと県の委託事業で生活困窮世帯の子どもが対象なのですが、庁舎の交流棟で、毎週金曜日の夕方6時から8時まで無料で学生ボランティアさんも入られて勉強を教えてもらうというのをしています。また、月に2回ほど材料費については200～300円の実費負担となりますが、一緒に調理をしたり、食べたりし、食についても、関わってもらっております。

武田会長 先ほど姫路の方でされているというところも、生活困窮の学習支援等でやられているのか、ボランティア的にやられているのか、もう少し調べてみると、生活困窮の方の制度に乗って委託されているというのはもしかしたらあるかも知れないですね。

武田会長 はい。他にございますでしょうか？
ないようでしたら今日の議題の方は以上になりますが、全体を通して何かございませんでしょうか？
それでは、以上をもちまして本日の会議の方は終了としたいと思います。たくさんご意見いただきましてありがとうございます。次回も皆様お願いいたします。
これから先は、事務局の方にお返しいたします。

4. その他

(事務連絡)

5. 閉会

この議事録が真正であることをここに署名する。

令和7年 8月 29日

署名委員 松浦 知子

署名委員 前田 鮎美